

【社会福祉法人むつみ福祉会 一般事業主行動計画】

男女ともに全職員が仕事と育児を両立しながら、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づく行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 内容

目標	男性職員の育児休業取得者を1名以上とする
----	----------------------

取組内容

- 2022年4月～ 全職員に対し、育児休業制度等の両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2022年4月～ 配偶者の妊娠・出産の申し出をした職員に対して、再度両立支援制度についての説明を行い、育児休業の積極的な取得を勧奨する

【社会福祉法人むつみ福祉会 一般事業主行動計画】

職員が仕事と育児を両立しながら、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を行い、地域社会との共存を図りながら施設運営を進めるため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 2015年10月1日～2025年3月31日

2. 内容

目標 1：子育てを行う職員の過程と仕事との両立を支援するため制度を周知していく

- 【対策】 ●就業規則の内容を周知するとともに、制度に関する情報を随時提供していく
●職員の相談窓口を設置し、子育てを含めた就業に関する相談支援を実施する

目標 2：多様な働き方の整備に取り組み、ワークライフバランスを推進する

- 【対策】 ●育児・介護休業法に基づく労働者の権利や関係法令に定める諸制度について、職員会議などを通じて積極的に周知する
●資格取得講習会の開催など、男女を問わないキャリアアップの体制を整備する
●ユニット型施設の認定を受け、新たな就業時間を設定するなど、多様な働き方の選択肢を増やしていく

目標 3：施設の機能を利用して次世代育成対策を検討していく

- 【対策】 ●保育園との交流会、小中学生のボランティア職業体験の充実を図る
●当施設の催しの際に職員の子供やご家族も招待し、職場見学を兼ねたふれあいの機会を設定する